

評価基準1:未達成、2:一部達成、3:ほぼ達成、4:100%達成、5:計画以上達成

基本施策	基本施策の方向性	事業番号	事業名・担当課	事業内容	27年度からの取組実績	課題等	評価点	その理由
基本目標1 健康づくりを核とした高齢者の生きがいと介護予防の推進								
(1)ライフステージに応じた健康づくりを推進します	すべての市民が、いつまでも健康で幸せに暮らせる中津川市を作るために制定した『中津川市健康づくり条例』を基に、市民が主体的に健康づくりを行えるよう環境整備を図り、生活習慣病の発症や重症化予防を通じて認知症や寝たきりを予防し、健康寿命の延伸を図ります。	2	生活習慣病予防活動の推進 【国民健康保険課】 【健康医療課】	【事業概要】 特定健診やがん検診の受診勧奨と、生活習慣病の発症及び重症化を予防するための生活習慣改善の支援を行います。 【取組内容】 ・特定健診の受診率を国の目標受診率に近づくよう、未受診者への受診勧奨と継続受診につながるような保健指導・受診しやすい体制の整備に努めます。 ・特定保健指導実施率向上に努めます。 ・対象者を明確にして、生活改善のための保健指導・栄養指導に努め、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を更に充実します。 ・がん検診推進事業にあわせ、節目の年齢を対象に胃がん検診の受診勧奨を行います。	・保健事業実施指針に基づき、「保健事業実施計画(データヘルス計画)」を策定。生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行っている。 ・未受診者対策として、個別通知、電話勧奨、結果の情報提供を行った。 ・平成28年度には糖尿病性腎症重症化予防プログラムを作成し、糖尿病による透析を抑制するための保健指導、栄養指導を実施している。 ・節目の年齢を対象に、がん検診の受診勧奨を実施している。	・特定健診受診率の向上。特に未受診者に生活習慣病治療中者の割合が高く、医療機関への協力依頼や治療中のデータを提供してもらうシステム作りが必要である。 ・糖尿病性腎症重症化を予防し新規透析患者を増やさないために、医療機関と連携した取り組みが必要である。	3	保健指導率は目標受診率に達成しているが、特定健診の受診率が未達成であるため。
		3	健康づくり活動の推進 【健康医療課】	【事業概要】 健康増進を進めるため、運動教室や栄養相談、禁煙相談などの機会を提供します。 健康づくり団体の活動を支援します。 【取組内容】 ・若年から健康づくりの実践ができるよう、運動教室・栄養相談、禁煙相談・アルコール相談を継続して開催します。 ・地域に出かけて、健康づくりの知識の普及や実践講習の機会をつくります。 ・こころの悩みを抱えたとき、相談できるように相談事業を継続します。 ・健康づくり団体の地域活動を支援します。 ・広報、ホームページなどを利用し、健康情報を提供します。	健康なかつがわ21(第二次)に基づき健康増進事業を実施。 ・糖尿病予防を目的とした教室、水中運動教室、栄養教室・相談、禁煙相談(1回/月)アルコール相談(1回/月)を実施している。 ・市内小・中学生を対象に受動喫煙防止ポスターを募集し、作製したポスターを地区集会所に掲示した。 ・「地域で広める高血圧予防」として、平成27年度は坂下地区、平成28年度は加子母地区で講座を実施。要望に応じ、出前講座実施した。 ・臨床心理士による、心のなんでも相談(3回/月)を実施している。 ・健康推進員とともに健康づくり教室・講演会・ウォーキングを実施している。 ・健康なびを充実、健康情報の提供、広報なかつがわ「8万人のヘルスアップ」を掲載した。	・運動習慣の確立のため関係機関と連携し取り組みを進める必要がある。 ・生活習慣病の重症化予防や低栄養を予防するバランス食の普及啓発が必要 ・受動喫煙防止の取り組みを推進する必要がある。 ・生活習慣病予防の視点にたったアルコールの適正飲酒の啓発・指導が必要である。 ・若い世代の自殺率を低下できる自殺予防対策の展開が必要である。	3	健康づくりの知識の提供、健康づくり団体の地区活動への協力は実施することができた。 引き続き関係機関と連携した取り組みが必要である。
		4	歯科保健の推進 【健康医療課】	【事業概要】 各地区の高齢者ふれあいサロン、老人クラブ等に出向き、口腔ケア教室(口腔機能・口腔清掃)を開催します。 歯周疾患予防のために市内医療機関に委託して、成人歯科健診(40、50、60、70歳)を実施します。 【取組内容】 ・地域のすべての高齢者の「食べる楽しみ」の維持、継続を支援するための普及啓発活動や健康教室を実施します。そのためのPRを地域の老人クラブ等に行います。 ・特定健診、がん検診時に歯周疾患予防の啓発活動及び成人歯科健診受診の勧奨を行います。	・健口教室を実施している。 ・成人歯科健診(歯周病健診)を実施している。 ・8020運動の推進と表彰を実施している。 ・平成28年度に「歯と口腔の健康づくり条例」を制定した。	口腔機能低下予防と歯周病予防の知識を普及啓発するための取り組みを推進する必要がある。	3	H28年度成人歯科健診結果によると60歳で24歯以上自分の歯を有する人の割合が88.6%と健康づくり指標の80%以上を達成しているが、60歳で進行した歯周炎を有する人の割合が74.7%と目標値45%を大幅に上回っている。
		5	感染症予防の推進 【健康医療課】	【事業概要】 インフルエンザや肺炎の発病や重症化を予防するために、予防接種の一部公費負担を実施します。 【取組内容】 ・引き続き、予防接種費用の一部公費負担を実施し、インフルエンザや肺炎の予防に努めます。	定期接種で、高齢者インフルエンザ予防接種と高齢者用肺炎球菌予防接種を実施している。接種状況は、高齢者インフルエンザ予防接種率が60%台、高齢者用肺炎球菌予防接種率が40%台である。	2つの予防接種は、高齢者の定期接種としてほぼ定着してきている。	4	インフルエンザ60%前後、高齢者用肺炎球菌40%前後の国平均の接種率とほぼ同等の接種率を維持しており、目標は達成できた。

基本施策	基本施策の方向性	事業番号	事業名・担当課	事業内容	27年度からの取組実績	課題等	評価点	その理由
		13	社会福祉協議会による世代間交流事業の推進 【社会福祉協議会】	【事業概要】 各社協支部において、さまざまな行事を通じて、子どもから高齢者までが交流する世代間交流を行います。 【取組内容】 ・情報提供を行い事業を充実させます。またリーダーの育成を行います。	支部ごとに独自で事業を行うことができた。 伝統行事を通じて交流ができた。	市の一斉清掃、神社のお祭り等が三世代交流の社協事業として報告が出ているので、内容を見直す必要がある。	3	子ども、高齢者の取り組みはできた。中間層の取り組みを充実させたい。
(3)高齢者の介護予防を支援します	一般介護予防事業については、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要とされており、高齢者を年齢や心身の状況等で分け隔てることなく、住民主体の活動として、人と人とのつながりで参加者や参加の場が拡大・継続される地域づくりの手法に重点を置き展開していきます。	14	介護予防の体制づくり 【高齢支援課】	【事業概要】 被保険者の方に要介護認定の原因となる疾患の発症及び重症化予防の必要性を啓発します。 関係機関と連携をとり、介護予防を図ります。 地域介護予防活動支援として、介護予防に関するボランティア等の人材育成や地域活動の育成、支援を行います。 【取組内容】 ・要介護認定の原因となる疾病や経過について問題の共有化を図ります。 ・被保険者に対して要介護の原因となる疾病予防の普及啓発を図ります。 ・介護予防サポーター養成講座の開催やフォローアップ研修、介護予防従事者研修会を開催します。	要介護認定者の原因疾患の分析を行い、関係者と情報共有を行った。毎年、介護サポーター養成講座やフォローアップ研修・介護従事者研修会を開催し、人材育成を図るとともに地域での介護予防活動を支援した。	毎年介護サポーター養成講座を開催し、地域での取り組みを支援しているが、住民主体の活動につながりにくい。	3	毎年介護予防サポーター養成講座等を開催し、介護予防に関する人材育成やその支援は行うことができた。
		15	介護予防の推進 【高齢支援課】	【事業概要】 高齢者の閉じこもりからくる機能低下を予防するため、身近な地域で定期的に参加できる場として、「あんきなくらぶ事業」などを開催します。 地域の実情に合わせて介護予防事業を実施します。 【取組内容】 ・「あんきなくらぶ事業」は実態把握訪問等から対象者を把握し、参加者の状況を踏まえて、今後も増設し体制を整えます。 ・高齢者が身近で気軽に参加できる場として地域で介護予防事業を展開していきます。	あんきなくらぶ事業は、27年度に1教室増設、29年度1教室増設し、29年度末15地域31教室で実施している。	あんきなくらぶ事業は、地域の実情に合わせた体制整備が必要である。	2	あんきなくらぶは、2地区2教室増設したが、目標設置数までは到達できなかった。
		16	介護予防ケアマネジメントの充実 【高齢支援課】	【事業概要】 生活機能低下により要介護状態となる恐れの高い方に対し、地域包括支援センターの職員が訪問しアセスメントを行い、必要に応じて日常生活の自立支援のためケアプランを作成します。 【取組内容】 ・相談や実態把握訪問から必要性が高い方を訪問し、アセスメントを行います。 ・介護予防教室や個別指導を実施します。	相談や実態把握訪問から介護予防が必要な方を訪問、アセスメントを行った。アセスメントを元に状態に応じ介護予防教室や個別指導を実施した。必要に応じ、ケアプランを作成した。	生活機能低下などにより要介護状態になる恐れの高い方の把握が難しい。	3	相談等で把握した方については、訪問・アセスメントを行い、状態に応じ教室や個別での指導を行った。

基本施策	基本施策の方向性	事業番号	事業名・担当課	事業内容	27年度からの取組実績	課題等	評価点	その理由
基本目標3 認知症予防対策・認知症高齢者施策の充実								
(1)認知症みまもりの事業を推進します	地域の身近な場所で気軽に相談できる仕組みづくりや、認知症高齢者やその家族が安心して集える居場所の確保などに努め、地域ぐるみで認知症についての正しい理解を深められるよう、専門職や認知症の家族などと連携した取組を進めます。また、認知症の予防にも積極的に取り組んでいきます。	23	認知症予防に関する正しい知識の普及啓発の充実 【高齢支援課】	【事業概要】 市民が認知症への理解を深め、認知症の予防及び適切な対応ができるよう研修会、講座を実施します。 【取組内容】 ・認知症予防教室や認知症講演会を実施し、認知症に対する知識の普及に努めます。 ・認知症を正しく理解する機会として、認知症サポーター養成講座の受講団体を、各地域、学校、職域等に広げていきます。	H28年度実績 認知症講演会 回数 延べ人数 市内全域 1回 165名 各地域 4回 246名 認知症サポーター養成講座 48回 970名	・講演会の内容等検討が必要である。 ・認知症サポーター養成講座では学校教育課と連携し、小中学校への啓発の促進が必要である。	3	・広く市民に認知症の理解を深められるように講演会を開催した。 ・認知症サポーター養成講座の普及と、実施に努めた。
		24	認知症の早期発見・早期対応のための相談体制の充実 【高齢支援課】	【事業概要】 認知症に関する相談ができることで、認知症の早期発見、治療、生活支援につなげられるよう体制を整えます。 【取組内容】 ・恵那医師会と連携し、医師によるもの忘れ相談を継続し、認知症の早期発見や早期受診のための相談を充実します。 ・認知症初期集中支援チームの設置について認知症コーディネーター※会議で検討を行ないます。 ※認知症コーディネーター 地域の資源を把握し、関係機関相互のネットワークを活用しながら、特に初期の対応や生活環境の変化(入退院時等)の際など、連携を円滑に進めていくため、専門職に対する助言等支援を行います。	H28年度実績 ・もの忘れ相談 11回延べ11人 うち医師の相談4回 ・認知症初期集中支援チーム検討委員会を実施した。	市民へのPR活動の促進が必要である。	2	・もの忘れ相談に関しては市民へのPRの仕方を検討していく必要がある。 ・認知症初期集中支援チームの設置に向けて引き続き準備をしていく。
		25	認知症高齢者等の見守りができる地域づくりの支援 【高齢支援課】	【事業概要】 認知症高齢者やその家族を地域で見守り、互いに支え合える仕組みづくりを支援します。 【取組内容】 ・地域支援ネットワーク会議を継続して実施していきます。 ・地域住民が主体となり、各地区単位で「地域支え合いマップ」づくりを今後も継続して行い、地域の問題・課題の共有化を図り、解決に向けて住民自らが行えるよう支援していきます。	地域ネットワーク会議を各地区で実施する。平成27年度13回、28年度13回。地域支え合い講演会を実施。平成27年度中津会場(参加者80人)、平成28年度福岡会場(参加者80人)。在宅介護支援センターを中心にモデル地区での地域支え合いマップを作成した。	互いに支え合うための地域の理解を促していくとともに、地域で支える仕組みづくりの継続が必要である。	2	在宅介護支援センターを中心に各地区のモデル地区で地域支え合いマップを作成した。その後の取り組みは様々であるため、今後も地域の理解を促していく必要がある。
		26	認知症家族の会を通じた介護者支援の充実 【高齢支援課】	【事業概要】 認知症高齢者を介護する家族の会を開催し、介護者同士の悩みを共有したり、情報交換や助言を行える場を各地区在宅介護支援センターが中心となり提供します。 【取組内容】 ・介護経験者と介護経験の浅い方との交流を図ることにより、介護者同士が支え合える仕組みをつくります。 ・介護支援専門員等を通じ参加しやすい環境を整えます。 ・若年性認知症家族に対しても支援ができる仕組みづくりをしていきます。	平成28年度実績 ・認知症家族の会 28回 各在宅介護支援センターを中心に実施する。 ・若年認知症家族を対象に状況調査を実施し、「若年認知症家族の会」を1回開催した。	市民への周知、PR方法に課題がある。	3	介護者の息抜きの場や情報共有の場になっており、参加者からも交流ができてよいという声が聞かれる。今後も広く周知をしていく。
		27	認知症相談体制の充実 【高齢支援課】	【事業概要】 医療・保健・福祉関係機関等が連携をとりながら、介護者の相談に対応する体制の充実を図ります。 【取組内容】 ・身近な場所で、早期に相談ができる体制を継続していきます。 ・医療・保健・福祉・介護間の情報のスムーズな連携のため、体制を強化していきます。	平成28年度実績 認知症に関する相談は850件 各在宅介護支援センター、医療機関、介護・福祉の情報連携により、スムーズな対応に努めた。	市民への相談窓口の周知が必要である。	3	相談体制の連携はできているが、市民が認知症の相談窓口が在宅支援センターや地域包括支援センターであることの認識が低いように感じる。今後も相談窓口の周知をしていく。
		28	高齢者ITケアネット支援事業の充実 【高齢支援課】	【事業概要】 認知症高齢者を介護する家族を対象に、徘徊高齢者探索システム端末機を貸与することにより、認知症高齢者の徘徊による事故防止を図ります。 【取組内容】 ・サービスが十分に周知されていない面があるため、ホームページの活用や介護支援専門員、在宅介護支援センターを通じた、利用促進を図ります。	認知症状が見られる高齢者に機器を貸与することで、徘徊防止や事故防止に努めた。	平成27年度末は利用者3人、平成28年度末は利用者2名と1年の中でも新規申請と返還申請があるが、減少傾向にある。	1	認知症状による徘徊等防止に努めたが、利用者は減少した。

基本施策	基本施策の方向性	事業番号	事業名・担当課	事業内容	27年度からの取組実績	課題等	評価点	その理由
(2)居宅介護予防サービスの利用促進を図ります	要支援状態となっても可能な限り残存能力を維持することが重要です。このため、要支援認定者に対して、生活機能低下の予防や悪化の防止を目的とした予防サービスを提供し、自立した生活ができるように支援します。	34	介護予防給付による介護予防訪問系サービスの利用促進 【介護保険室】	【事業概要】 要支援認定者に対し、「介護予防訪問入浴介護」「介護予防訪問看護」「介護予防訪問リハビリテーション」「介護予防居宅療養管理指導」の各サービスを提供します。 【取組内容】 ・要支援認定者の重度化防止、あるいは状態の改善を図るという観点から、ADLの向上支援や日常生活等の助言指導、簡単なリハビリなどを行う「介護予防訪問介護」や「介護予防訪問看護」は重要なサービスです。そのため、これらのサービスについて利用促進を図ります。	・ケアマネ部会を毎月開催し、情報を共有することで予防サービス利用の促進を図った。 ・真にサービスを必要とする方が必要な時に利用できるように、ホームページ、介護保険利用ガイドや出前講座で利用促進を図った。	要支援認定者が家庭で自立した生活を送るため、あるいは、介護している方の都合等によるニーズの発生が考えられるため、これらの側面からの利用促進を図る。	3	・ケアマネ部会を毎月開催し、ホームページ等でサービスの利用促進を図った。 ・計画に対する給付額実績 H27年度:74.9% H28年度:63.2%
		35	介護予防給付による介護予防通所系サービスの利用促進 【介護保険室】	【事業概要】 要支援認定者に対し、「介護予防通所リハビリテーション」の各サービスを提供します。 【取組内容】 ・通所系サービスは日常生活の活発化や社会とのかかわる機会の確保が図られることから、要支援認定者の重度化防止、あるいは状態の改善を図る上でも重要なサービスです。そのため、これらのサービスについて利用促進を図ります。			3	・ケアマネ部会を毎月開催し、ホームページ等でサービスの利用促進を図った。 ・計画に対する給付額実績 H27年度:94.7% H28年度:53.2%(18人以下の通所介護が地域密着型通所介護に移行したことによる)
		36	介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスの利用促進 【高齢支援課】	【事業概要】 要支援認定者に対し、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の各サービスを提供します。 【取組内容】 ・予防給付サービスより移行する、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」について、既存サービス相当が利用できるよう、体制を整備します。 ・地域の資源を活用した、多様なサービスの創設について調査・研究を行い、実施可能なものから取り組んでいきます。	・平成27年度から介護予防・日常生活支援総合事業として、要支援認定者に対する現行相当サービスへ移行、訪問型サービス及び通所型サービスの提供を行う体制とした。 ・生活支援コーディネーターと連携し地域資源の把握、活用の取り組みを進めた。	この後更に多様なサービスの充実について調査検討が必要である。	3	予防給付サービスよりの移行については、H27年度に予定通り完了した。 多様なサービスの創設については、調査検討は実施しているが、総合事業としてのサービス実施については調整にとどまっている。
		37	介護予防短期入所サービスの利用促進 【介護保険室】	【事業概要】 要支援認定者に対し、「介護予防短期入所生活介護」「介護予防短期入所療養介護」の各サービスを提供します。 【取組内容】 ・要支援認定者の重度化防止、あるいは状態の改善を図るという観点のみに着目すると、要支援認定者にとって重要性はさほど高くないと考えられます。ただし、要支援認定者を家庭で介護している方の都合等によるニーズの発生は考えられるため、これらの側面からの利用促進を図ります。	・ケアマネ部会を毎月開催し、情報を共有することで予防サービス利用の促進を図った。 ・真にサービスを必要とする方が必要な時に利用できるように、ホームページ、介護保険利用ガイドや出前講座で利用の促進を図った。	要支援認定者が家庭で自立した生活を送るため、あるいは、介護している方の都合等によるニーズの発生が考えられるため、これらの側面からの利用促進を図る。	3	・ケアマネ部会を毎月開催し、ホームページ等でサービスの利用促進を図った。 ・計画に対する給付額実績 H27年度:77.8% H28年度:75.5%
		38	介護予防福祉用具と住宅改修の利用促進 【介護保険室】	【事業概要】 要支援認定者に対し、「介護予防福祉用具貸与」「特定介護予防福祉用具販売」「住宅改修」の各サービスを提供します。 【取組内容】 ・要支援認定者が家庭で自立した生活を送るためや、介護している方の都合等によるニーズの発生は考えられるため、これらの側面からの利用促進を図ります。			3	・ケアマネ部会を毎月開催し、ホームページ等でサービスの利用促進を図った。 ・計画に対する給付額実績 H27年度:83.0% H28年度:64.5%
		39	地域密着型介護予防サービスの利用促進 【介護保険室】	【事業概要】 要支援認定者に対し、「介護予防認知症対応型通所介護」「介護予防小規模多機能型居宅介護」の各サービスを提供します。 【取組内容】 ・「介護予防認知症対応型通所介護」「介護予防小規模多機能型居宅介護」のサービス提供体制を整え、これらのサービスの利用促進を図ります。			3	・ケアマネ部会を毎月開催し、ホームページ等でサービスの利用促進を図った。 ・計画に対する給付額実績 H27年度:159.3% H28年度:72.2%

基本施策	基本施策の方向性	事業番号	事業名・担当課	事業内容	27年度からの取組実績	課題等	評価点	その理由
(5)介護保険サービスの基盤強化を推進します	高齢者の状況に応じて、尊厳をもって生活ができるよう、地域の実情に応じた居宅サービス・施設サービスの充実を図ります。また、各サービスに対する利用者のニーズなどに基づき量的な整備目標を設定し、サービスの利用者の見込みに応じた量の確保と、その安定的な供給体制の確保・充実に取り組みます。	47	居宅介護予防サービス・居宅介護サービスの基盤整備 【介護保険室】	【事業概要】 各介護予防サービス・居宅サービスの見込み量に応じたサービス供給体制を確保します。 【取組内容】 ・高齢化に伴う要介護認定者数の増加や在宅生活への意向を踏まえ、地域バランスを考えた居宅介護サービスの充実に努めます。	平成27年度に居宅支援事業所1ヶ所、訪問介護事業所1ヶ所、訪問入浴介護事業所1ヶ所、訪問看護事業所1ヶ所、28年度に居宅支援事業所2ヶ所を開設した。	・介護支援専門員調査では、予防給付で「通所リハビリテーション」が、介護給付で「訪問介護」の供給が不足していると感じており、これらのサービスの充実が必要である。 ・在宅介護利用者の39%が特別養護老人ホームや老人保健施設の整備の充実を希望している。	3	施設整備計画のうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設は応募がない。引き続き募集する。
		48	地域密着型サービスの基盤整備 【介護保険室】	【事業概要】 各地域密着型サービスの見込み量に応じたサービス供給体制を確保します。 【取組内容】 ・「認知症対応型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」もしくは「看護小規模多機能型居宅介護」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のサービス提供体制を整えます。	平成28年度に特養 瀬戸の里20床、グループホーム1ユニット増床、認知症対応型通所介護1か所、29年度に広済寮20床、グループホーム2ユニット、地域密着型通所介護1か所、認知症対応型通所介護2か所、小規模多機能型居宅介護1か所開設予定。			
		49	施設・居住系サービスの基盤整備 【介護保険室】	【事業概要】 各施設・居住系サービスの見込み量に応じたサービス供給体制を確保します。 【取組内容】 ・「介護老人福祉施設」は既存施設の増床により60人の定員増を図ります。 ・「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」は、3ユニットの増開設により、27人の定員増を図ります。				
(6)介護給付の適正化を推進します	保険給付費の抑制を図るため、認定調査の適正化、国民健康保険団体連合会の適正化システムの活用、給付費通知、事業者への実地指導等の充実、ケアプランのチェックなどを実施し介護費用の適正化を進めていきます。	50	「中津川市介護給付適正化計画」の推進 【介護保険室】	【事業概要】 「中津川市介護給付適正化計画」を推進します。 【取組内容】 ・介護給付の適正化を図るため、①要介護認定の適正化、②ケアプラン点検、③住宅改修・福祉用具の点検等を着実に進めます。 ・適正な介護サービスの提供に向けて、事業所の研修などに努めます。	介護給付データや介護認定調査で収集したデータを分析し、不適切な給付事例について抽出、介護支援専門員に対しケアプランの提出を求め、給付の必要性の確認、必要により介護支援専門員への指導を実施した。 年2回事業所職員等を対象に研修会を実施、データ分析による状況説明及び注意事項の説明、介護保険制度の情報提供等を行い介護給付の適正化を図る。	・要介護(要支援)認定者の増加等による介護保険料の高騰も考えられるため、引き続き、介護給付費等の適正化に努める必要がある。 ・介護給付データや介護認定調査で収集したデータを分析し、不適切な給付事例について抽出し、給付の必要性の確認が必要である。	3	要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具の点検等を行い、事業所及び職員の研修を年2回行った。

基本施策	基本施策の方向性	事業番号	事業名・担当課	事業内容	27年度からの取組実績	課題等	評価点	その理由
		58	協議体の設置 【高齢支援課】	【事業概要】 各地域におけるコーディネーターと生活支援等の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体※」として設置します。 【取組内容】 ・関係者による生活支援サービスの充実に係る研究会の立ち上げ、「協議体」の設置について準備を進めます。	平成28年度に第1層生活支援コーディネーター及び協議体を設置、平成29年度に市内15地区に第2層生活支援コーディネーター及び協議体を設置し活動を開始した。	協議体の参加機関と生活支援コーディネーターとの連携を更に推進し協力体制を構築する必要がある。	3	スケジュール的には遅延しているが、計画期間内に設置することができた。
		59	おむつ等購入費助成事業の推進 【高齢支援課】	【事業概要】 市民税非課税世帯で要介護3・4・5と認定された在宅の方に対して、おむつ購入費を助成します。 【取組内容】 ・在宅要介護者でおむつ等を利用している者にとって、おむつ用品は毎日の生活に欠かせないものであり、特に低所得者にはその経済的負担を軽減するためして助成します。	要介護度3以上の非課税世帯で在宅の方に申請書を発送し、申請に来られた際に再度在宅であるか確認し、マイナンバーの記載が必要になったため番号確認を行い、発券した。	平成27年度末は利用者数252名、平成28年度末は利用者数235名と減少傾向にある。	4	在宅であるかの確認と個人番号の確認および周知を行うことができた。利用者数は減少しているが、今後も重要な事業である。
		60	木造住宅の耐震診断と耐震補強支援事業の推進 【建築住宅課】	【事業概要】 高齢者の方が、地震災害に強く、安心して暮らせる住まいづくりを支援します。昭和56年5月以前に建てられた木造住宅は耐震性が低く、大規模な地震が発生したときに倒壊する危険性があります。地震から生命、財産を守るため住宅の耐震診断の受診が無料で受けられる他、診断の結果、倒壊の危険があると判定された住宅の耐震補強工事に要する費用の一部を補助します。 【取組内容】 単独で行う耐震シェルターの設置や耐震ベットの設置等に要する費用の一部を補助し、地震災害時の要介護の方の安全の確保を図ります。	・住宅の耐震補強工事の補助、及び住宅リフォーム補助は平成27年度は13件、平成28年度は11件実施。耐震シェルターについては平成28年度に1件実施した。	・ホームページや広報、出前講座や戸別訪問などの啓発活動を行っているが、耐震化は進まない。	3	啓発は継続的に行っているが、住宅の耐震補強工事の補助、住宅リフォーム補助の申請件数が、もう少し増えてもらいたい。
		61	車イス等の貸し出し 【社会福祉協議会】	【事業概要】 車イスなどの一時的な貸し出しを行います。 【取組内容】 ・介護保険制度を優先し、貸し出しを行っており、利用対象の把握をしっかりと行い、引き続き適正なサービス提供を行います。 ・本事業が利用できない申請者に対しては、他制度等について十分な説明を行います。	27年度、28年度共 本所、各支所で貸し出しを行った	長期貸し出しを希望される人に対しては、他制度や企業による有料貸出の案内を行うことで、当事業の役割を明確にする。	4	新たな取り組みはないが、車いす貸し出しの使用説明について十分な説明ができた。
(2) 高齢者の移動支援を推進します	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、外出が困難で買い物に支援が必要な高齢者に対して、本人やその家族のニーズに応じた支援を行います。	62	要介護者の移送サービス事業の推進 【高齢支援課】	【事業概要】 家庭において移送することが困難な高齢者及び重度身体障害者に対して、医療機関への入退院、通院の際の移送を行います。 【取組内容】 ・今後も、家庭において移送することが困難な方に対し、医療機関への入退院、通院等の負担の軽減のため福祉車両により支援します。	家庭において入退院・通院の移送が困難な方に福祉車両による移送を支援し、本人や家族の負担軽減を図った。	平成27年度 利用実人数266名 延べ利用回数3532回 平成28年度 利用実人数230名 延べ利用回数3304回 と減少傾向にある。	4	利用者数は減少傾向にあるが、家庭での移送困難者に対して通院等の負担を軽減できている。
		63	移動手段の充実 【定住推進課】	【事業概要】 公共交通機関を利用できない地域等の移動手段として、福祉巡回バス(コミュニティバス)等の運行や他の交通機関との効率的な公共交通ネットワークを構築し、持続可能な移動手段を確保します。 【取組内容】 ・地域住民が主体となった検討組織を設立し、地域に合った利便性の高い移動手段への見直しを実施します。 ・既存の公共交通機関(民間路線バス等)へ乗り継ぐための結節点を確立し、移動ニーズに合った公共交通ネットワークの構築に努めます。	・H27年10月からコミュニティバスの運行を事業者等に委託し、市内統一料金での有償運送を開始。 ・事業者等に運行を委託することで、安全・安心な運行体制を確立 ・6地区で地域検討会を開催し、地域の実情にあった路線・時刻表の改編を行った。	・人口減少、自家用車普及に伴う利用者の減少がある。 ・過剰なサービス提供は民営圧迫に繋がり、結果として公共交通体系の破綻を招くため、公共交通への要望に全て対応することができない。	2	・路線バスやタクシーなど交通事業者では対応ができない地域内移動に対応するため、市内9地区でコミュニティバスを運行している。 ・地域・運行事業者・市が一体となり、より利便性が高い路線・時刻となるよう継続して見直しを実施している。
(3) 介護者の心身の負担を軽減します	在宅で高齢者を介護している家族などを対象に、介護者の悩み、介護方法などを情報交換し合う交流の場などを提供し、心身の元気回復を図ります。	64	寝たきり高齢者等介護者慰労金支給事業の実施 【高齢支援課】	【事業概要】 要介護4・5と認定された高齢者の介護者(市民税非課税世帯)に対して介護者慰労金を支給します。 【取組内容】 ・寝たきり高齢者を在宅介護している家族介護者の大きな負担の労をねぎらい、少しでも長く、住み慣れた自宅での介護が維持できるように今後も支給していきます。	要介護度4以上の非課税世帯で在宅の方に申請書を発送し、申請があった際再度在宅であるか確認し、マイナンバーの記載が必要になったため番号確認を行い、支給した。	平成27年度末は対象者112名、平成28年度は対象者100名と減少傾向にある。	4	在宅であるか確認を行い、適切な支払ができた。今後も重要な事業である。
		65	家族介護者の交流の実施 【社会福祉協議会】	【事業概要】 要介護者を介護している家族介護者の心労を和らげることを目的に、当事者同士の交流や高齢者介護に関する情報提供を行います。 【取組内容】 ・先行して実施している支部の具体的な内容を把握し、他の支部へ提案をできるようにするとともに、高齢者介護に関する情報提供の充実に努めます。	27年度 2地区 4回 28年度 2地区 4回	多くの方への呼びかけ。 在宅介護支援センターとの連携の取り方に課題がある。	3	地区が限定されてしまっているため、全地区にも内容を把握し進めたい。